

第1号様式(その1)(第10条関係)

28-04 レクザムホール(香川県県民ホール) FAX: 087-823-3124 TEL: 087-823-3131

レクザムホール(香川県県民ホール) 利用許可申請書

平成 28年 4月 1日

レクザムホール(香川県県民ホール)
指定管理者穴吹エンタープライズ株式会社
館長 殿

申請者 住所または所在地

〒760-0030

高松市玉藻町○番○号

許可書・請求書の宛名・送付先になります!

氏名または団体名・代表者氏名 株式会社県民プロダクション
代表取締役 県民 太郎

電話番号 (087) 823 - 3131

FAX (087) 823 - 3124

利用目的	行事等の名称	県民花子コンサート	
	行事等の内容	ポップスコンサート	
利用日時	28年 10月 1日(土) 9時 00分から	28年 10月 1日(土) 22時 00分まで	
利用する施設	大ホール ① 全席使用 (2001席) ② 3階席閉鎖 (1751席) ③ 2、3階席閉鎖 (1359席) ※閉鎖利用は初回申請時に限ります。 樂屋 (① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭)	小ホール ① 全席使用 (807席) ② 2階席閉鎖 (585席) ※閉鎖利用は初回申請時に限ります。 樂屋 (7 · 8 · 9 · 10 · 11 · 12 · 13 · 14)	閉鎖利用は初回申請時に限ります。 全面の申請から閉鎖利用への変更はできません。
附属設備、器具等	□利用しない □利用する	入場料を徴収する・しないに拘わらず、 民間企業が社内以外の方を対象として 行う場合は「営利」となります。 詳しくはご確認下さい。	

入場(利用)予定者数	1800人						
入場料等	□入場料を徴収する [S 6,500円 A 5,500円 B 5,000円 C 円] その他 () □入場料を徴収しない						
入場方法	指定席 自由席	前売券 当日券	会員券 整理券 招待券	その他	□営利目的 □営利目的以外		
公演(会議)等の予定	区分	施設区分	準備・練習	開場(受付)	開演(開始)	終演(終了)	
	10月 1日	大ホール	9:00 ~ 18:00	18:00	18:30	20:30	
	月 日		: ~ :	:	:	:	
	月 日		: ~ :	:	:	:	
	月 日		: ~ :	:	:	:	
事前公表の可否	□可	□否	大ホール・小ホール・多目的大会議室利用の場合、選択可				
利用料の納付方法	□一括払い □2回払い	大ホールまたは小ホールを利用する場合で、申請した日(館長にこの申請書を提出した日をいう。)から施設を利用する日までの期間が3月を超える場合は選択可					
	利用許可日より1ヶ月以降でのキャンセルは半額、ホール・多目的大会議室は利用日の1ヶ月未満、 会議室・リハーサル室・練習室は利用日の7日未満でのキャンセルは全額いただきます。						
利用責任者	住所	〒760-0030 高松市玉藻町○番○号					
	氏名	株式会社県民プロダクション 県民 一郎					
	電話番号	(087) 823 - 3131	FAX	(087) 823 - 3124			
備考	物品の展示・販売の有無 (有 · 無) 広告等の掲示・配布の有無 (有 · 無) 寄附等の募集の有無 (有 · 無)						

第1号様式(その2)(第10条関係)

区分		10月 1日(土)			月 日()			月 日()		
		午前 9時 ~ 正午	午後 1時 ~ 午後 5時	午後 6時 ~ 午後 10時	午前 9時 ~ 正午	午後 1時 ~ 午後 5時	午後 6時 ~ 午後 10時	午前 9時 ~ 正午	午後 1時 ~ 午後 5時	午後 6時 ~ 午後 10時
大ホール関係	大ホール	(準)	(準)	○						
	第1楽屋	○	○	○						
	第2楽屋	○	○	○						
	第3楽屋	○	○	○						
	第4楽屋	○	○	○						
	第5楽屋	○	○	○						
	第6楽屋	○	○	○						
	第13楽屋									
	第14楽屋									
	第1リハーサル室									
小ホール関係	第1練習室									
	第2練習室									
	小ホール									
	第7楽屋									
	第8楽屋									
	第9楽屋									
	第10楽屋									
	第11楽屋									
	第12楽屋									
	第13楽屋									
多目的大会議室関係	第14楽屋									
	第2リハーサル室									
	第3練習室									
	多目的大会議室	全面								
		分割A								
		分割B								
会議室関係	第15楽屋									
	第16楽屋									
	第1会議室									
	第2会議室									
会議室関係	大会議室									
	特別会議室									

注 利用する区分に○印(大ホール及び小ホールについては、準備又は練習のために使用するときは、(準)印)を記入してください。

利用時間の繰上・延長(1時間)につきましては、「-○」「○-」のように延長する側に「-」をご記入下さい。